経理適正化の推進体制について

経理適正化推進チーム

座長:西村副知事

構成員:総務部長、会計管理者、

人事担当局長、農林水産部長、

建設部長

主な役割

- ・経理適正化に係る対策に関すること
- ・不適正な経理処理の調査の方針に関する こと
- ・不適正経理の原因究明に関すること

経理適正化推進チーム幹事会

構成員:各部局次長 17名

主な役割

・不適正経理に係る調査実施

経理適正化 外部委員会

構成員:3名

弁護士2名公認会計士1名

主な役割

・調査方針及び対策に 係る検証、助言等

経理適正化外部委員会開催要綱

(目的)

第1条 本県における経理の適正化を推進するため、外部の有識者で構成する「経理 適正化外部委員会(以下「委員会」という。)」を開催し、信頼性及び客観性を確保 する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - 一 不適正な経理に関する調査の検証
 - 二 不適正な経理の再発防止等に向けた提言
 - 三 その他経理の適正化に関すること

(構成)

- 第3条 委員会は、知事が依頼する有識者(別紙)により構成する。
- 2 委員の任期は、平成21年3月までとし、必要に応じて延長することができる。 (委員長)
- 第4条 委員会には委員長を置く。
- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を総理する。
- 4 委員長は必要に応じ、経理適正化推進チームあるいは関係者の出席を求めることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第6条 委員会に関する庶務は、総務部人事担当局人事課及び出納事務局管理課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年10月31日から施行する。

別紙

「経理適正化外部委員会」委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	備考		
前川 三喜男	公認会計士		
村松 豊久	弁 護 士		
山田 靖典	弁 護 士		

不適正な経理処理について

会計検査院における検査概要

◇検査機関・・・・・・会計検査院第5局特別検査課

◇検査時期・・・・・・平成20年5月

◇検査対象期間・・・・平成14年度から平成18年度分の5年間

◇検査対象・・・・・・農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等

◇検査項目・・・・・・需用費、賃金、旅費、委託費の4項目

◇本県対象機関・・・・本庁及び農林水産事務所(7事務所)及び建設事務所(9事務所)全て。

○不適正な経理処理の金額(数字は未確定で概数)

(単位:千円)

						•			
区 分 需用	需用費	預け金	一括払	差替え	翌年度納入	前年度納入	賃 金	旅費	合 計
農林水産部	(90,574)	(3,396)	(11,753)	(42,722)	(22,799)	(9,904)	(2,316)	(35,340)	(128,230)
及你小庄印	36,701	1,208	4,913	17,670	8,982	3,928	863	12,636	50,200
建設部	(81,769)	(62,567)	(4,991)	(1,759)	(11,434)	(1,018)	(24,036)	(76,432)	(182,237)
	24,676	17,769	2,052	654	3,753	448	12,043	43,151	79,870
合 計	(172,343)	(65,963)	(16,744)	(44,481)	(34,233)	(10,922)	(26,352)	(111,772)	(310,467)
	61,377	18,977	6,965	18,324	12,735	4,376	12,906	55,787	130,070

※上段()内は事業費(支出額)ベース。下段は国庫補助金相当額。

※・金額は、現時点で把握している額。

・預け金を行った事務所

┌ 農林水産事務所・・・尾張、新城設楽、東三河の3事務所

□ 建設事務所・・・尾張、海部、知多、西三河、豊田加茂、新城設楽の6事務所

○詳細については、会計検査院からまだ正式な検査結果の報告を受けておらず、11月上旬にも会計検査院から報告があり次第、改めて記者発表を行う。

会計検査院が指摘した不適正な経理処理等について

〇需用費

預け金	一括払	差替え	翌年度納入	前年度納入
請求書等を提出させて支払い、業者に	正規な手続を経ず、業者に随時物品を 納入させ、後日、納品とは異なる物品 の支払書類を作成し、支出すること。		4月1日以降にもか かわらず、支払書類 には3月31日以前 に納品・検査を行っ たような記載をして	3月31日以前にも かかわらず、支払書 類には4月1日以降
県支払>納品金額 差額は預け	 ① 納品 ② 納品 ③ 納品 計 県支払=納品金額 まとめて支払い 最終で県の支払金額と納品金額 が一致する。 	県支払=納品金額 県の支払金額と納品金額は一致 する。		
り第2原図(青焼き原稿)等を購入(590,000円)したことにして、業者に一時的に預け金を保有させ、後日業務に必要なノートパソコ	【具体例】 担当者がフラットファイル、文書保存箱、のり、シャープペンシル、蛍光ペン等(5回にわたり、計10品目 30,000円)を先に納入させ、後日プリンタトナー(30,000円)を購入したこととして処理。	金 パソコン1台 157,000円	【具体例】 20年度納品→ 19年度予算払い(会計 年度を操作)	【具体例】 19年度納品→ 20年度予算払い(会計 年度を操作)

〇賃金

国庫補助事業とは無関係の部署の臨時職員に対して、補助事務費から賃金を支払ったもの。

【具体例】

国庫補助事業を実施していない維持管理課のアルバイトに対し、補助事務費から賃金を支払った。

〇旅費

国庫補助事業とは直接関係のない用務で出張した職員に対して補助事務費から旅費を支払ったもの。

【具体例】

挨拶回り、辞令交付、事務引継、県単独事業、記念式典への参加、視察随行、各 種任意団体の総会への出席、内部研修など。